

入札説明書

下記を熟読のうえ、入札に参加くださいますよう、お願いします。

1「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1)業務名

複写サービス業務

(2)「一般競争入札参加申請書」の提出について

- ①入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書」を、持参、郵送又はFAXにて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。
- ②「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。
- ③要求仕様書に記載の性能以上のものであるかどうかを審査する必要があるので、入札を希望する者はカタログ等を提出すること。カタログ等の資料については、該当箇所にメーカー等により着色し分かりやすいようにすること。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県立佐世保高等技術専門学校

〔提出期限〕令和8年2月20日(金) 17時00分 (必着)

(3)納入場所及び納入期間

〔納入場所〕長崎県立佐世保高等技術専門学校 管理棟1階 事務職員室

〔納入期間〕令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4)入札場所、日時等

〔入札場所〕長崎県立佐世保高等技術専門学校 視聴覚室

〔入札日時〕令和8年3月12日(木)14時00分 開始

〔その他〕入札日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札日時を延期することもあるので、事前に2の部局に確認すること。

(5)質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書(様式第6号)」を下記提出場所へ令和8年2月27日(金)17時00分までに持参、郵送またはFAXにて提出すること。なお、郵送及びFAXによる場合は必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、令和8年3月6日(金)までに書面によりFAXにて回答します。

〔質問書提出場所〕長崎県立佐世保高等技術専門学校 総務課

(6)入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。

ウ 入札金額(首標金額)は訂正することができない。

エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 入札者が代理人である場合は、「委任状(様式第4号)」(委任者が長崎県立佐世保高等技術専門校長へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。(※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。)

カ 入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札業務名を記載し提出すること。入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑(代理人が入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑)を訂正個所に押印すること。

- ・ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 入札書の宛名は長崎県立佐世保高等技術専門校 校長 川内野寿美子とすること。

(7) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・ 入札書開札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

なお、契約の規模については、見積もった契約希望金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ① 3,000万円以上
- ② 3,000万円未満1,000万円以上
- ③ 1,000万円未満

(ウ) 契約保証金の納付は国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(8) 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(9) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクまでにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。

エ 入札者が連合して入札したとき。

オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)など、入札者の意思表示が確認できないとき。

サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

ス 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(10) 落札者の決定

ア すべての入札金額(単価)が、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札書記載の入札総価格(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量(60カ月分)を乗じて得た額の合計額)が最低で申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(11) 入札書及び契約書の作成等

ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の

負担とする。

- イ 落札決定から起算して5日(県の休日を除く。)以内に契約締結ができるよう
 手続を行い、契約書を提出すること。
- ウ この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、付属書四に掲げ
 られている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところ
 による。

(12) 競争入札の参加資格

- ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補
 助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得て
 いる者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3
 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支
 配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎
 及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は
 指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び
 方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に基づき、物
 品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を有し
 ている者であること。
- エ 前項の資格登録時の本社又は支社(支店・営業所含む)所在地を長崎県内
 に登録している中小企業者であること。
- オ この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受
 けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの
 暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明ら
 かである者でないこと。

2 その他

当該契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒857-0361 北松浦郡佐々町小浦免 1572-26

〔名称〕長崎県立佐世保高等技術専門校 総務課

〔電話〕0956-62-4151